幸田町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において幸田町ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、もって震災に強いまちづくりの促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　道路　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条に規定する道路をいう。

⑵　ブロック塀等　れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀（門柱を含む。）で次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア　その接する道路の路面からの高さが１メートルを超えるもの

イ　擁壁の上に設けられたものであって当該擁壁の天端面からの高さが６０センチメートルを超えるもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、町内に存するブロック塀等を所有する者とする。ただし、次に掲げる者に該当する場合は、その対象としない。

⑴　現に町税を滞納している者

⑵　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有する者

（補助対象工事）

第４条　補助金の交付の対象となる工事は、道路又は公共施設に面するブロック塀等であって地震による倒壊又は転倒のおそれがあるものを撤去する工事又はこれと同等であると町長が認める工事（以下これらを「撤去工事」という。）とする。ただし、当該ブロック塀等を改修し、若しくは補修することを目的としたもの又は撤去したブロック塀等の跡地に新たにブロック塀等を設けることを目的としたものについては、その対象としない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、その額は、１０万円を限度とする。

⑴　撤去工事に要した経費の額

⑵　撤去したブロック塀等の延長に１メートル当たり１万円を乗じて得た額

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幸田町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、当該撤去工事に着手する前に、町長に申請しなければならない。

⑴　撤去しようとするブロック塀等の位置図

⑵　撤去工事の内容が確認できる書類

⑶　撤去工事着手前の写真

⑷　撤去工事に係る見積書の写し

⑸　申請者の納税証明書（町税の滞納がないことを証するものであって、当該申請書の提出日前３月以内に交付を受けたものに限る。）

⑹　前各号に掲げるもののほか、町長が必要とする書類

２　申請者は、前項の規定による申請は、当該ブロック塀等のある一団の土地につき１回に限り行うことができる。

（交付の決定）

第７条　町長は、前条第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、幸田町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（工事内容の変更等）

第８条　前条の規定による決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定を受けた撤去工事の内容を変更（中止及び廃止を含む。以下同じ。）しようとする場合は、あらかじめ幸田町ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書（様式第３号）に町長が必要とする書類を添えて町長に申請し、町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認したときは、補助金の変更交付を決定し、幸田町ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により補助決定者に通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第９条　補助決定者は、撤去工事が完了したときは、速やかに、幸田町ブロック塀等撤去費補

助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

⑴　撤去工事に要した費用に係る領収書又は請求書の写し

⑵　撤去工事完了後の写真

⑶　前２号に掲げるもののほか、町長が必要とする書類

（補助金の額の確定）

第１０条　町長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を検査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、幸田町ブロック塀等撤去費補助金確定通知書（様式第６号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　前条の規定による通知を受けた補助決定者は、幸田町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第１２条　町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

⑴　この要綱又はこの要綱の規定により付した条件に違反したとき。

⑵　補助金を当該決定を受けた撤去工事以外の用途に使用したとき。

⑶　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（雑則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年７月１０日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）幸田町長

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話

幸田町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

幸田町ブロック塀等撤去費補助金として、下記金額を交付してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　施工場所　　　　　　幸田町

３　ブロック塀等の種類　□れんが造　　□石造　　□コンクリートブロック造

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４　ブロック塀等の延長　　　　　　　　　　　　　　　ｍ

５　撤去工事に要する経費の額　　　　　　　　　　　　円

６　予定工期　　　　　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日

７　添付書類

⑴　撤去しようとするブロック塀等の位置図

⑵　撤去工事の内容が確認できる書類

⑶　撤去工事着手前の写真

⑷　撤去工事に係る見積書の写し

⑸　申請者の納税証明書

⑹　その他町長が必要とする書類

様式第２号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

幸田町長　　　　　　　　印

幸田町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました幸田町ブロック塀等撤去費補助金の交付について、下記のとおり決定しました。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　施工場所　　　　　　幸田町

３　ブロック塀等の種類

４　ブロック塀等の延長　　　　　　　　　　　　　　　ｍ

５　撤去工事に要する経費の額　　　　　　　　　　　　円

６　予定工期　　　　　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日

７　交付の条件

⑴　この補助金は、この決定を受けた撤去工事以外の用途に使用してはならない。

⑵　この決定を受けた撤去工事の内容を変更（中止及び廃止を含む。）する場合には、町長の承認を受けなければならない。

⑶　幸田町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

⑷　⑴から⑷までに掲げる条件に違反した場合には、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を町に返還させることがある。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）幸田町長

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

幸田町ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書

　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　　号で交付決定のあった撤去工事について、下記のとおり補助金の変更交付をしてくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　変更内容

２　変更理由

３　補助金　　　既決交付決定額　　　　　　　　　　円

増減額　　　　　　　　　　　　　　円

変更交付申請額　　　　　　　　　　円

４　添付書類

様式第４号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

幸田町長　　　　　　　　印

幸田町ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました幸田町ブロック塀等撤去費補助金について、下記のとおり変更して交付します。

記

１　変更内容

２　補助金交付決定額

⑴　既決交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

⑵　増減額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

⑶　変更交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　交付の条件

⑴　この補助金は、この決定を受けた撤去工事以外の用途に使用してはならない。

⑵　この決定を受けた撤去工事の内容を変更（中止及び廃止を含む。）する場合には、町長の承認を受けなければならない。

⑶　この決定を受けた撤去工事が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

⑷　幸田町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

⑸　⑴から⑷までに掲げる条件に違反した場合には、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を町に返還させることがある。

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）幸田町長

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

幸田町ブロック塀等撤去費補助金実績報告書

　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　　号で交付決定のあった撤去工事が完了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　施工場所　　　　　　幸田町

３　ブロック塀等の種類

４　ブロック塀等の延長　　　　　　　　　　　　　　　ｍ

５　撤去工事に要した経費の額　　　　　　　　　　　　円

６　完了年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日

７　添付書類

⑴　撤去工事に要した費用に係る領収書又は請求書の写し

⑵　撤去工事完了後の写真

⑶　その他町長が必要とする書類

様式第６号（第１０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

幸田町長　　　　　　　　印

幸田町ブロック塀等撤去費補助金確定通知書

　　　　年　　月　　日付けで提出された実績報告書に基づき、　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　　号で交付の決定を通知しました幸田町ブロック塀等撤去費補助金を下記のとおり確定しました。

記

補助金確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第７号（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）幸田町長

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

幸田町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　　号で通知のあった幸田町ブロック塀等撤去費補助金を下記のとおり交付してください。

記

１　補助金確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円